

# 久慈商工会議所 地域企業経営支援金

最大  
**40万円**

支援額は上限があります

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厳しい状況にあっても、感染症対策に取り組みながら事業の継続を図る中小企業者等を支援するための支援金です

## ◎対象となる方 ※下記2つの要件でいずれかに該当

### 【業種要件】

- ① 久慈市内に店舗を有する中小企業者であって、小売業、サービス業、飲食業、宿泊業などを営む事業者。 ※裏面の「対象業種」参照
- ② 対象業種の店舗・販売窓口等を運営している事業者。

### 【売上要件】

- ① 令和2年11月～令和3年3月までの期間で、いずれか1ヶ月の売上が前年同月比の50%以上減少している事業者。
- ② 令和2年11月～令和3年3月までの期間で、いずれか連続する3ヶ月の売上が前年同期比の30%以上減少している事業者。

※特例:創業から1年経過していない場合は、令和2年10月以前の連続する3ヶ月の売上を前年同期とみなします。

※支援金額については、裏面の「支援金額の考え方・算出方法」参照

## 申請方法

下記の申請書類を久慈商工会議所へ提出してください。(郵送可) ※商工会議所の会員でなくても申請することができます。

### 【申請・添付書類】

- ① 支援金申請書兼請求書 (様式1、別紙1・2)
- ② (個人) 令和1・2年度 確定申告書、決算書 又は 収支内訳書 ※市町村・県民税の申告書も可
- ③ (法人) 令和1・2年度 確定申告書、事業概況説明書
- ④ 令和2年11月～令和3年3月の売上台帳
- ⑤ (個人) 本人確認書類 (運転免許証、パスポート等)
- ⑥ (法人) 履歴事項全部証明書
- ⑦ 振込先口座情報がわかる通帳の写し (通帳の表紙と見開き面 ※名義フリガナ面)
- ⑧ 印鑑 (法人は代表者印) ※法人で代表印を所有していない場合は代表者の私印

久慈商工会議所ホームページからダウンロードできます!

※①は久慈商工会議所(本所・支所)の窓口でも準備しています。

久慈商工会議所 検索

## 申請・相談窓口を開設しています

※感染症対策のため、申請・相談窓口をご利用の際は、**事前の電話予約**をお願いいたします (TEL52-1000)

【設置期間】 **令和3年6月30日(水)まで** ※平日のみ

午前9時30分～正午・午後1時30分～午後4時

【設置場所】 久慈商工会館 3階 第一研修室

郵送での申請は  
随時、受付けて  
おります



申請期限

令和3年 **6月30日(水)** 当日消印有効

申請・お問合せ先

久慈商工会議所 経営支援課 〒028-0065 久慈市十八日町1-45  
TEL 0194-52-1000 FAX 0194-52-1051 Mail: [kujji@kujjici-iwate.jp](mailto:kujji@kujjici-iwate.jp)

## 【対象業種 一覧表】

大分類	中分類
G（情報通信業）の一部	38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス 41 映像・音声・文字情報制作業
H（運輸業、郵便業）の一部	43 道路旅客運送業 ただし、小分類431 一般乗合旅客自動車運送業を除く。 44 道路貨物運送業
I（卸売業、小売業）の一部	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業
J（金融業・保険業）の一部	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 67 保険業（保険媒介代理業、保健サービス業を含む）
K（不動産業、物品賃貸業）	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L（学術研究、専門・技術サービス業）	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M（宿泊業、飲食サービス業）	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N（生活関連サービス業・娯楽業）	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O（教育、学習支援業）	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P（医療、福祉）	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
R（サービス業）の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類（平成21年3月23日告示第175号（平成25年10月改定））」に基づく分類

### ◎ 支援金額の考え方・算出方法について

対象期間内の連続する3か月の売上について前年同期の売上との差額（減収額）について1店舗あたり40万円を上限として支援します。

多店舗を経営されている方には、1事業者当たり個人事業主は100万円、法人及び組合は200万円を上限として支援します。

【例】飲食店を3店舗を経営する事業者の場合

- ①法人…売上減少額180万 店舗数3×40万 = 120万 支援金 = 120万
- ②個人…売上減少額20万 店舗数3×40万 = 120万 支援金 = 20万